

産業建設常任委員会

平成30年6月15日（金）

産 業 建 設 常 任 委 員 会

定例会名 平成30年第2回定例会
招集日時 平成30年6月15日(金) 午前10時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名
委 員 長 市 川 圭 一
副 委 員 長 利根川 英 雄
委 員 黒 木 のぶ子
" 秋 山 泉
" 池 辺 己実夫
" 長 田 麻 美
" 甲 斐 徳之助

欠席委員 なし

出席説明員
市 長 根 本 洋 治
副 市 長 滝 本 昌 司
環境経済部長 藤 田 聡
建設部長 八 島 敏
環境経済部次長 梶 由紀夫
環境政策課長 横 瀬 幸 子
廃棄物対策課長 栗 山 裕 一
農業政策課長 神 戸 千 夏
商工観光課長 大 里 明 子
建設部次長 根 本 忠
建設部次長 長谷川 啓 一
建設部次長兼都市計画課長 山 岡 孝
スポーツ推進課長 齋 藤 勇
空家対策課長 柴 田 賢 治
建築住宅課長 榎 本 友 好
道路整備課長 藤 木 光 二
下水道課長 野 島 正 弘
農業委員会事務局長 結 速 武 史

議会議務局出席者

書
書

記 相 川 雅 史
記 飯 田 晴 男

平成30年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 産業建設常任委員会

議案第 43号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 47号 工事請負契約の締結について

午前10時00分開会

〇市川委員長 おはようございます。定刻前ですが皆さんおそろいですので、ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

本日、説明員として出席した者は、市長、副市長、環境経済部長、建設部長、環境経済部次長、環境政策課長、廃棄物対策課長、農業政策課長、商工観光課長、建設部次長として根本次長、長谷川次長、建設部次長兼都市計画課長、スポーツ推進課長、空家対策課長、建築住宅課長、道路整備課長、下水道課長、農業委員会事務局長であります。

書記として、相川君、飯田君が出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 43号 牛久市公園条例の一部を改正する条例について

議案第 47号 工事請負契約の締結について

以上2件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第43号、牛久市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議案第43号について、提案者の説明を求めます。建設部次長兼都市計画課長。

〇山岡建設部次長兼都市計画課長 おはようございます。都市計画課山岡です。

私のほうから議案第43号、牛久市公園条例の一部を改正する条例について御説明させていただきます。

今回の改正内容は2点ございまして、私のほうからは1点目となります運動施設率の規定について御説明させていただきます。

改正の理由でございますが、平成29年6月14日に交付された都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令により都市公園法施行令が一部改正されました。これまで、施行令第8条第1項の規定により、運動施設率は一律で100分の50を超えてはならないと規定されておりましたが、今回の施行令の改正により従来の基準を参酌した上で、地域の実情に応じて当該地方公共団体がみずから条例で定めることとされたため、牛久市公園条例の一部を改正するものであります。

改正の内容でございますが、都市公園の基本的な目的として一般の人々が自由に休息、散歩等の利用をできるオープンスペースを確保するため、施行令第8条第1項により運動施設率の制限が定められておりました。

今回の施行令改正は、運動施設のバリアフリー化や国際基準化等、地域の実情に応じた運動施設整備を可能とするためのものであり、本市においては、政令で規定されている参酌基準と同値の100分の50と規定するため、第7条の2を追加するものでございます。

なお、本市の都市公園において運動施設を有しているのは牛久運動公園のみであり、現在の運動施設率は約25%となっております。

私からの説明は以上となりますが、引き続きスポーツ推進課長より御説明いたします。

○市川委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 スポーツ推進課長の齋藤です。どうぞよろしく願いいたします。

引き続きまして、教育委員会スポーツ推進課所管の30条の改正内容につきまして説明させていただきます。

運動公園有料施設使用料の納付期限を改正する内容でございます。

改正の理由といたしましては、有料公園施設の使用料の支払い時期について、これまでは許可を受けたときに前納しなければならないと定めており、予約時に現金の用意が必要なことや悪天候やスケジュール変更によるキャンセルの際に返金手続が多数発生することなど利用者から改善要望が多数寄せられておりました。

改正内容といたしましては、有料公園施設の使用料について、使用の当日にも支払いができるよう納付期限を「使用開始前までに」と改正し、利用者の利便性向上を図るものでございます。

施行予定日は、平成30年8月1日でございます。以上で説明を終わります。

○市川委員長 これより議案第43号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。池辺委員。

○池辺委員 改めまして、おはようございます。

済みません、1点だけちょっと確認なんですけれども、私の勉強不足かも知れないですけど、この、今齋藤課長から説明を受けた納付、このお金をその日、払えばいいみたいな形で、これすごくいいことだと思います。お金も置かなくてもいいし、すごくいいなあと思うんですけども、何ていうんでしょうね、こういうふうにすると、もう来週も再来週もその次もみたいな、ばたばた予約入れちゃってお金払わなくていいから、そういったことで何ていうんでしょう、本当だったら来週あいてたのに無理に入れちゃっておいて今週やばいかもわからないとか言って、そういったことってというのは何回ぐらいまで入れられるみたいな回数みたいのは決めないんですかね。

○市川委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 今のところそういった制約は設けてございませんけれども、良心に基づいて、道徳的に行動していただけると期待しておりまして、そういうことが頻発する場合には、その利用者の方を規制を加えるようなことも考えていかなければいけないのかなと思っております。以上です。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 改めまして、おはようございます。

本当にあってはならないことというふうに考えながらも、この御時世やはりそういうことも想定しておいてということなんですけれども、使用当日で納付はオーケーですよというようなことであれば、前日とかその当日にキャンセルということになると、やはり本来ならテニスとかそういう外でやるものであるならば天候の状況に応じて可能ということで、もし何日か前であればその別な団体が本来なら使いたかったのをそちらのほうに回すということもできるんですが、当日

にキャンセルというふうになりますと、別な団体が使用が不可能になってしまうという部分が出てくるかなというふうに思うんですね。一方で利便性はあるんだけど、そういうことも懸念しながら、やはりその辺についてどういうふうに考えるのかちょっとお伺いしたいと思います。

○市川委員長 スポーツ推進課長。

○齋藤スポーツ推進課長 利用者の方のスケジュール変更によるキャンセルについては、できるだけ早い時期に連絡をくださいというお願いはしております、受付のほうで電話で受けて、それを取り消すようにしておりますので次の方の予約が入れる状態になると。まず期限としては、前日ぐらいまでをお願いしたいというお伝えをして、あとはどうしても当日になっちゃう場合もあると思いますけれども、なるべく早く連絡をいただきたいと。あと天候については、天候を見ながら始めてくださいということで、雨が降りそうなときは御自身の判断でやるかやらないか決めていただいて、一度お金をいただくと返金しないような形になっておりますので、現金の取り扱いを極力しないように配慮しております。

今後利用者の方が、そういうモラルに反するような予約とか使用の形があった場合には、お名前とか利用者の名前はわかっておりますので、その方に対して警告を与えるとか、今後しないように注意を与えていくようになると思います。以上です。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 今課長のほうから説明がございましたけれども、やはりキャンセルという場合ですね。あと本来なら先ほど申しましたように使いたいという人もいるので、ちょっとその辺が2日前とか3日前というふうに予約の際に明確にしておく必要性はあるのかなというふうに考えます。

それと、おっしゃるとおり現金が置かれないうことと、市民にとっては利便性、当日で支払いがいいということではあるんですけども、やはり先ほど、重複しますけれども、中には今こういう御時世、本当にあってはならないことがしょっちゅう頻繁に起きているということも想定しておく中で、やはりはっきりしたものというものを、その予約のとき明文化する必要性はないかもしれませんけれども、予約の際にちゃんとしたこういうことがありますのでよろしく的なそういうものは絶対必要かなというふうに考えますが、その辺につきましてはいかがでしょうか。

○市川委員長 スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長 先ほども申し上げましたが、やはり個人のスケジュール変更によるキャンセルについては、なるべく早く連絡いただけるようお願いをして、何とか次の方が予約が入るような状況をつくっていきたいと思います。あと利用の仕方いろいろ見ていきまして変更する必要があるれば、その都度対応していきたいと思います。現状、牛久は事前にお金払いに行かなくちゃいけないくて、キャンセルだったらまたお金取りに行かなくちゃならないと。ほかのところはもっと便利になってますよという苦情をたくさん受けておまして、こういった改正に至っておりますので、インターネットからの予約に対しても、あとは当日使うときに行くだけになっておりますので十分利便性の向上が図れるのかなと思っておりますのでございます。以上です。

○市川委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 以上で議案第43号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第47号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議案第47号について、提案者の説明を求めます。下水道課長。

○野島下水道課長 下水道課の野島です。おはようございます。よろしくお願いたします。

私のほうから議案第47号、工事請負契約の締結について御説明をいたします。

本件は、みどり野行政区周辺約44.6ヘクタールのエリアの雨水排水整備の一環として実施いたします下町第三雨水幹線管渠布設工事、こちらについての工事請負契約を締結するものでございます。

議案書をごらんください。

内容でございますが、契約の目的、工事名といたしましては、30社総交公下第1-1号下町第三雨水幹線管渠布設工事。契約の方法は一般競争入札でございます。

去る5月16日に一般競争入札を執行いたしまして、その結果を参考資料の2ページ目に添付しております。契約金額は2億6,892万円。契約の相手方は桂・手賀特定建設工事共同企業体。この共同企業体の代表構成員は牛久市の桂建設株式会社。構成員が牛久市の手賀建設株式会社となっております。

工事概要でございますが、参考資料1ページ目をごらんください。工事名は先ほど御説明しましたとおり30社総交公下第1-1号下町第三雨水幹線管渠布設工事でございます。

施工場所でございますが、工事場所としては牛久市南1丁目地内。こちら参考資料の3ページに位置図を添付してございます。ごらんいただきたいと思っております。

赤色で着色しております箇所が、本工事の施工箇所となっております。

参考資料1ページ目に戻りまして、工事概要でございます。雨水管の整備延長としましては、182.7メートル。その内訳としまして、縦横ともに2メートルのボックスカルバートを延長18.6メートル、内径1.65メートルの丸いヒューム管、こちらを164.1メートル。付随工事としまして地盤改良工一式、山留工一式、覆工工一式、付帯工一式となっております。

参考資料一番最後に平面図を添付してございます。そちらをごらんいただきたいと思っております。

赤色で着色した部分、こちらが今回の施工箇所でございます。そのうち図面の右側、上下縦の部分、こちらが縦横ともに2メートルのボックスカルバート。残りの左右横部分、こちらが内径1.65メートルのヒューム管を推進工法という工法で施工する箇所でございます。

また図面の左側、緑色で着色した箇所、こちらが既に雨水管を整備済みの箇所でございます。図面の右側、黄色で着色した箇所が昨年度工事を発注し、現在施工中の箇所となっております。

今回、議案上程をさせていただいております工事、こちらを実施することで緑色の整備済みの雨水管、それから現在施工しております下流側から整備を進めてきている雨水管、黄色の箇所になります。こちらを接続することができ、より整備効果を発揮できるものと考えてございます。

なお、工期につきましては、議会の議決を得た日の翌日から平成31年3月29日まででございます。以上でございます。

○市川委員長 これより議案第47号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方

は御発言願います。副委員長。

○利根川副委員長 ちょっと確認だけしたいんですが、この上のほうに4街区の公園がありますね。そこに雨水を貯留するタンクがあると思うんですが、こちらが入ってくるのか。それとあと6号渡って上町、下町のほうからこちらに来ている分があると思うんですけれども、それらの分との関係をちょっとお尋ねしたいんですが。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

今お話のありました第4街区公園、こちら御指摘のとおり貯留といいますか、公園の下に貯留タンク、タンクと言っているのか、コンクリート製のものがございます。そこから第4街区公園の南東端から道路の中に雨水管を通して貯留した雨水が出てくるという構造になっておりまして、議案書の一番最後の平面図ちよつとごらんいただきたいと思うんですが、左側、緑と赤が接する部分のちよつと右側あたり、済みません見づらいかもしれないんですが、点線で既設雨水管φ600と書いてあるものがあると思うんですが、こちらがその公園から出てきている雨水管になります。それで、今回施工させていただきますこの左右の部分は、別ルートということで取り込まない形になりますが、黄色側と接する上下に書いてある赤い部分、右側ですね。こちらの2メートル掛ける2メートルのボックスカルバート、こちらの部分でこの600ミリを飲み込むという形になっております。それで、その辺はその飲み込む分の流量も計算をした上で、縦部分は2メートル掛ける2メートルのボックスということで計算はしております。それで、6号国道及び常磐線を渡って西側ですね、牛久町のほうから入ってくる雨水管については、どちらも常磐線を渡った後に、常磐線の東側、隣接した箇所にマンホールポンプがございまして、今現在は2カ所横断をしてポンプで出ているんですけれども、そちら2つとも第4街区公園の貯留タンクを経由して、これから整備をする管に入るといような形態になってございます。以上です。

○市川委員長 長田委員。

○長田委員 よろしく申し上げます。

今議案に直接の質問ではないんですが、関連で今回も工期が3月29日までとなっておりますが、さまざまな理由で工期が延長される場合があると思います。それで、今までもそういった場合があったと思うんですが、結構市民の方よりなぜ工期が延びるんだという問い合わせをいただくので、今後もし工期が延びる場合に、簡単な工期が延びた理由などを表示するお考えはあるかをお伺いいたします。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

工事現場のほうに設置というか今表示をさせていただいている工事看板につきましては、工期であるとか工事名、または受注者さん、発注者、請負契約ですか金額等が表示されておりまして、正直あの形態のまま、さらにそこに理由というのを記載するとなると、また看板の大きさであるとかスペース的なもので正直厳しいのかなというのが現状です。それで、今現在もまさに黄色の部分につきましては、昨年度発注をして3月末で工期を延ばさせていただいているというところ

でございますが、工期を延ばす際に、工事を始めるときと同様に住民の方に対する回覧であると行政区の区長さんを通して周知という形はとらせていただいていますので、その中に、こういう理由でというようなものは表示できるかと思えますけれども、ちょっと現場のほうに理由まで表示というのは、今現在難しいのかなというふうに考えております。以上です。

○市川委員長 ほかに。秋山委員。

○秋山委員 よろしくお願ひします。済みません。

掘り起こした残土、土ありますね。それは今回どこに保管されますか。一時保管。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

工事の場合に使う仮置き場、資材等も含めてということだと思ふんですが、こちらにつきましては、請負業者さんのほうで場所を選定するということで、市のほうで発注者としてこの場所を仮置き場として使いなさいという指定は今現在どこの工事もしないんですね。なのでちょっと今現在どこに置くかというのは、本契約にも至っていないので、申しわけありません、わからないというのが現状です。それで懸念される中で、東みどり野行政区一番南端下町ポンプ場というのがあるんですが、その近隣で市の土地というのがあって、そこで何回か仮置き場という形で2年3年前使って、近隣の方からかなり苦情をいただいたことがございます。それでそこについては、使用させないということを考えておりますけれども、それ以外どこになるかというのは済みません、今現在はわからない状況でございます。以上です。

○市川委員長 秋山委員。

○秋山委員 今課長のほうからお話がありましたとおり、やはり大きなトラックが住宅街を走るとかなりの振動があるというふうに苦情をいただきました。それでそのほかに、この南1丁目の中で資材とか重機を置くときの出入りですね、その出入りによって近所の住宅のほうから振動があると。もっと丁寧にその置き場から道路に出てほしいという苦情も以前いただきました。ですので、住宅地の中に仮置き場を設置する場合には、その業者に市のほうから住民に影響がないようにしていただきたいということを言っていたきたいなと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 大変初歩的な質問で申しわけございませんけれども、この公共事業のお金の支払い方というのはどのようになるのか。ちょっと一括で全部入れるのか。それとも手付金みたいな形で支払うのか。最後にでき上がって監査をした段階で払うのか。その辺がちょっと不明なので教えてください。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

まず、請負業者さんのほうから前金払いという請求が上がってきます。それで、工事請負の場合には最大40%、請負額の40%が前金として支払われる。そのほかに中間前払いという制度がございまして、これについては必ずではございません。施工業者さんのほう請負業者さんのほ

うから中間前払いを受けたいよというお話があった場合には、全体額の上限30%。それで中間前払いをした場合には最後完成した時点で残りの20%。済みません、残り30%。中間前払いがなかった場合には、最後に残り60%をお支払いするという形になっております。以上です。

○市川委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 以上で執行部提出議案に対する質疑及び意見は終了いたします。

続いて討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました案件につきまして、順次採決いたします。

採決は、挙手により行います。

まず、議案第43号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○市川委員長 挙手全員であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

時間が、きょうは議案が2つですのでほかに何かあれば、早く終わりましたので。副委員長。

○利根川副委員長 閉会中の事務調査のお願いをしたいんですが、特にエスカード問題について、できれば執行部の出席のもと閉会中の事務調査をお願いしたいと思うんですが。

○市川委員長 今副委員長のほうから閉会中の事務調査ということで、これはあれですか。現在やっているものの……（「そうですね。ですから現在進行形の感じのいろいろ説明をしてもらいたい」の声あり）これは執行部ということですか。今副委員長のほうから提案がありましたのは、現在閉会中の事務調査ということでエスカードに関することをしているんですが、特に今これはじゃあ今やっている形の少しバージョンアップというかあれですか。逆に具体的にもう少し言っていたほうがいいかなと思うんですが。

○利根川副委員長 3月議会以降の問題がまだ、約3カ月たっているんですが、こちらのほうには全くないもので、現在進行形の問題の提起、それとどの程度、市のほうとの考え方が変わっているのかどうか含めて閉会中の事務調査でお願いしたいというふうに思います。

○市川委員長 ただいま副委員長のほうより閉会中の事務調査ということで、基本これ動議という形になるかと思うんですが、この際、今提案がありましたことを議題とすることに御異議はあ

りますか。黒木委員。

○黒木委員 過日、17日に全協を、そのエスカードに関しましては、執行部のほうから説明を受けたいということを出してあります。それが、執行部の一応提出はしてあるけれども御都合がどういうふうになるのかちょっとその辺はわかりませんが、とりあえず今月の17日ということなので、二重三重の執行部に対しての御苦勞をする必要性はないかなというふうに思っています。

○市川委員長 済みません、今のは会派としてですか。黒木委員。

○黒木委員 説明が不足しましたが、うちのほうの市民クラブ、無会派、それと共産党ということで出しております。

○市川委員長 今副委員長から提案のあったまず、産業建設常任委員会としてということですので、そちらに関しては委員会としては承服しておりませんので、それとこれとは分けていただければなと思っております。

まず、委員会として今副委員長から提案あったのは、これを議題として上げることについてまず御異議あるかどうかということですが、これ委員の皆さんどうですか。副委員長。

○利根川副委員長 何でかという、これまで産建で出てきた資料がほとんど真っ黒で何が何だかわからない資料だったもので、それらを含めてやるということになると、全協だと全員になってしまうので、今後の問題を含めて執行部のほうからその点も含めて確認をしながら進めてほしいなど。どちらにしても、その真っ黒塗りの資料というのは全協でやったとしても変わらないと思いますので、できれば閉会中の事務調査で具体的なところまで出るところまで議論ができればとは思っています。

○市川委員長 それでは、今まず御提案があったこの動議に関しては、まず御異議があるかないか、皆さんのほうでお諮りしたいと思います。市長。

○根本市長 今ですけれども、今話し合うならば、わかるんだったら今話しても。いいですよ、どっちでも。

○市川委員長 ここで。

○根本市長 はい。どうなんですか。改めてやるんですか。

○市川委員長 今市長のほうから、現段階でお話しできることは、この場でもお話ししていいということですが、一応済みません、ルール上、まず一旦委員会の順次お願いいたしますので、まず最初のもとに戻りますが、今提案のあったことに関して御異議があるかないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 それでは、異議なしと認め、閉会中の事務調査についてを議題とすることに決定いたしました。

それでは、この件について意見のある方は御発言をお願いいたします。

開催日程、具体的な調査内容、あとは執行部出席者等について、もしあればよろしくお願ひいたします。黒木委員。

○黒木委員 今市長のほうから御提案があったように時間があるわけだから、大方大体今推移し

ている内容について説明いただければ、それで事務調査という新たな、皆さん執行部忙しいんです、いろいろ。そういう中で何回も何回も何回もというのをこちらが一応代弁する必要性はないけれども、代弁させていただければ二重三重の説明は不必要と私は考えております。だから今市長のほうから提案ありましたのをもしできるのであれば……そうです。閉めてから説明をいただくということで、市長のほうも説明しますよということなので、きょうここでわかる内容について説明いただければと思います。

○市川委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 済みません、よろしくお願いします。

一応、市長のほうから御説明いただくのは別にいいと思うんですけども、閉会中の事務調査ということであれば、調査事項もこちらのほうできちんと用意しないとイケないと思いますし、また改めてそういう開催をする必要があると思うので、何回も何回もという話は何回も何回もやったほうがいいと思います。以上です。

○市川委員長 今の案件は、一応閉会中の事務調査ということですので、まず今産業建設常任委員会を開会しておりますので、まずこれを一旦閉会しないとここから先には話が進まないということですので、それを皆さん御了承願います。

それでは、閉会中ということですので、今会期中には事務調査ができません。ですので、19日本会議閉会後以降に開催ということになりますので、この点については御了承願います。

それでは、閉会中の事務調査については御異議なしと認め、いたします。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 申しわけございません。先ほど黒木委員のほうからの御質問で、前払い、中間前払い、完成払いのパーセンテージをお示ししたんですけれども、済みません、私間違っております訂正をさせていただきます。

前金払いが40%。これは変わりございません。中間前払い、私30%と話しましたが、申しわけありません。こちらが20%以内。それで完成払いが40%ということになります。済みません、以上です。

○市川委員長 黒木委員。

○黒木委員 閉じていないということで、今これは全ての公共事業に関してということで理解していいんですか。

○市川委員長 下水道課長。

○野島下水道課長 お答えいたします。

500万円を超える公共事業工事の発注についてというパーセンテージでございます。以上です。

○市川委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○市川委員長 なければ、以上をもちまして、産業建設常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後10時38分閉会